

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成24年5月18日

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課 課長 友住弘一郎 監察監督官 坂上 尚弘 電話 073-488-1150
--------	---

平成23年度 司法事件処理状況

～ 送検件数は10件で、前年度より2件増加 ～

和歌山労働局（局長 かんだよしとみ 神田義宝）は、平成23年度に、和歌山労働局及び和歌山労働局管下の5つの労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等違反の疑いで検察庁に送検した司法事件処理の状況を取りまとめた。

- 平成23年度の送検件数は10件で、平成22年度（8件）に比べ2件の増加となった。うち、賃金不払い残業等の労働基準法違反被疑事件は4件（平成22年度5件）で1件減少したが、災害防止措置の不履行や虚偽の災害報告等の労働安全衛生法違反被疑事件は6件（平成22年度3件）で3件増加した。（図1）
- 業種別では建設業が4件で最多であり、以下、製造業及び農業がそれぞれ2件、保健衛生業及び接客娯楽業がそれぞれ1件であった。（図2）
- 主な特徴としては、外国人労働者（技能実習生）に係るものが3件、労災隠し等虚偽の報告等により事実を隠蔽していたものが3件、強制捜査（搜索・差押）を行ったものが2件あった。

和歌山労働局では、平成24年度において、平成23年台風12号による災害復旧工事及び災害増加業種等を中心とした労働災害の防止、労働関係法令の履行確保等を重点課題として監督行政を推進していくところであるが、今後とも、重大・悪質な法令違反に対しては、積極的に司法事件処理を行うなど厳正に対処する方針である。

主な送検事例

違反条文	事件の概要
労基法32条 労基法37条	中国人技能実習生に労使協定の範囲を超える長時間の時間外労働を行わせたもの。 また時間外労働、休日労働、深夜労働に対し法定以上の割増賃金を支払わなかったもの。
安衛法21条 (安衛則519条)	太陽光発電パネル設置工事中の労働者が民家の屋根から墜落し死亡した労働災害に係る作業において、墜落防止措置を講じていなかったもの。

<p>安衛法 20 条 (安衛則 164 条) 安衛法 91 条</p>	<p>水道管敷設工事においてドラグショベルによりつり上げた下水ますが労働者に落下し被災した労働災害に係る作業において、法令で認められないドラグショベルの用途外使用を行っていたもの。 また用途外使用の事実を隠蔽するために、労働基準監督官に対し、荷のつり上げ機能を有する別の機械を使用していた旨の虚偽の説明を行ったもの。</p>
<p>安衛法 61 条 安衛法 100 条 (安衛則 97 条)</p>	<p>作業中の外国人技能実習生がフォークリフトの転倒により被災した労働災害について、運転資格のない技能実習生にフォークリフトの運転を行わせていたもの。 また無資格運転の事実を隠すため、労働基準監督署長に対し歩行用運搬機の転落による災害であるとの虚偽の報告をしたもの。</p>
<p>安衛法 20 条 (クレーン則 70 条)</p>	<p>移動式クレーンの作業中、ジブが折れて倒れた事故に関し、当該作業中、移動式クレーン明細書に記載されたジブの傾斜角の範囲を超えて移動式クレーンを使用したもの。</p>

(労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則 クレーン則：クレーン等安全規則)

図 1 年度別送検件数の推移

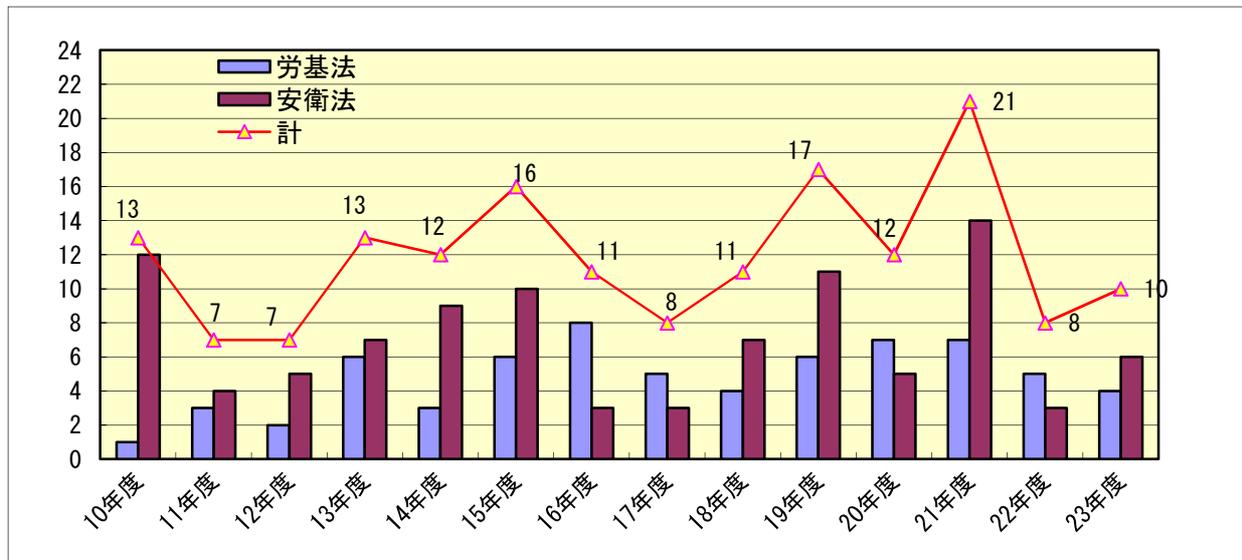


図 2 業種別送検件数（平成 23 年度）

